

鹿屋体育大学スチューデント・アシスタント実施要項

〔平成30年 9月19日〕
学 長 裁 定

改正 平成31年 3月 1日

(趣旨)

第1 この要項は、鹿屋体育大学体育学部及び大学院の課程に在籍する学生（以下「学生」という。）に対し、授業担当教員の指示により教育支援業務を行うとともに、これに対する給与支給により、学生の経済的支援に資するため、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 第1の教育支援業務を行う学生の名称は、スチューデント・アシスタント（以下「STA」という。）とする。

(職務内容)

第3 STAは、学部の授業実施に際し、当該学生の小クラス担当教員又は指導教員の承認を得た上で授業担当教員の指示を受けて、講義、演習、実験、実習及び実技の教育支援業務を行うものとする。

(資格)

第4 STAとして任用することができる者は、学部授業担当教員が推薦する学生とする。ただし、当該科目の授業履修登録者は除く。

(選考)

第5 STAの任用に当たっては、別に定める実施計画書に基づき、教務委員会の議を経て、学長が選考する。

(勤務時間)

第6 STAの勤務時間は、授業担当教員の指示によるものとし、当該学生に対する研究指導や授業に支障が生じないように配慮するものとする。

(採用手続等)

第7 STAの採用手続等は、別に定める。

(給与)

第8 STAの給与は、非常勤就業規則の定めにより支給する。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、STAに関し必要な事項は、別に定める。
2 STAに関する事務は、教務課において行う。

附 則

この要項は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。